

第 34 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第34回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和5年7月28日 午後2時00分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第1号

日程第1 会期の決定
日程第2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第3 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程第6 議案第3号 農地法の適用外であることの証明願いについて
日程第7 議案第4号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席委員（農業委員 9名）

議長	藤原 重信君	1番	細谷 知成君
2番	今野八重子君	4番	金野たか子君
5番	古内 嘉博君	6番	中村 亨 君
7番	鈴木 力男君	8番	及川 建則君
9番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 9名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	村上 優司君
	末崎地域	尾形キヨシ君	赤崎地域	浅野 幸喜君
	猪川地域	鈴木 一志君	立根地域	金 典夫君
	日頃市地域	佐藤美智子君		
[三陸町地区]	綾里地域	畑中 圭吾君	吉浜地域	菊地 久寿君

遅刻者（0名）

早退者（0名）

欠席者（1名） 三陸町地区越喜来地域推進委員 鈴木 学 君

事務局出席者

局長	小松 哲 君	局長補佐	佐々木浩久君
係長	志田 和則君		

午後2時00分開会

○議長(藤原重信君) 本日は、ご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第34回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。農地パトロールがスタートしました。毎日暑い日が続いておりまして、外での調査は大変だなと、そう思っております。お互いに健康には十分気をつけながら役目を果たしてまいりたいなと、そう思っております。

特にも今後2年間は、国の方針に沿って先を見据えた農地利用に関する地域計画というものを策定しなければならないことから、農業委員会もそのことに協力していくことになりますので、これまでとは違った調査も出てくるのかなと、そう思っております。推進班会議などで、情報を共有しながら作業を進めてまいりたいと思います。

どうぞ、本日もまた慎重審議をお願い申し上げ挨拶といたします。

○議長(藤原重信君) 本日出席の農業委員は9名、推進委員は9名であります。

欠席の連絡のあった推進委員は、三陸町地区越喜来地域、鈴木学推進委員の1名であります。

次に、これまでの経過と今後の日程について、小松事務局長から報告をお願いします。

○事務局長(小松哲君) それでは、お手元の資料により行事等経過報告及び開催予定を申し上げます。

初めに、先月開催の第33回総会以降の経過報告です。6月30日、一般社団法人岩手県農業会議定時社員総会は書面議決としております。同じく6月30日、志田副市長退任式に藤原会長が出席しております。7月12日、農業委員会委員候補者評価委員会に藤原会長が出席しております。同じく7月12日、令和5年度気仙地方水稲病虫害防除協議会通常総会に熊谷会長職務代理者が出席しております。7月19日、農地の日研修会を開催し、16名の委員が参加しております。

次に、本日の総会以降の行事予定でございます。次回の第35回総会は8月28日に開催を予定しておりますので、よろしくをお願いします。

行事等でご不明な点につきましては、事務局までお問い合わせ願います。

私からは以上です。

○議長(藤原重信君) それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長(藤原重信君) 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。

それでは議長から指名いたします。書記には事務局の志田和則係長、議事録署名委員には、6番、中村亨農業委員、7番、鈴木力男農業委員を指名します。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは説明いたしますけれども、お詫びを最初に申し上げなければなりません。本日、お渡ししている資料の中に、横長の議案書の一部がございます。これは、報告第1号の農地法第3条の3の規定による届出の議案の抜けていた部分になります。5番目までということで、ページで言いますと3ページの後にくるものになります。大変、申し訳ございませんでした。説明において、ご覧いただければと思います。

それでは議案書の2ページをお開きください。報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出があり、これを受理したので、本委員会に報告するものであります。

番号1、登記地目は畑、現況地目も同じく畑、面積は101㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は7月4日となっております。

次に番号2番、登記地目は畑、現況地目は畑及び原野、面積は2,722㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月20日となっております。

3ページにお進み願います。番号3、登記地目は田及び畑、現況地目は田、畑、雑種地及び一部宅地となっております。面積は計7,578㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月22日となっております。

番号4、登記地目、現況地目ともに畑、面積は2,117㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月22日となっております。

それでは、本日追加でお渡ししました議案書のほうをご覧ください。番号5、登記地目は田及び畑、現況地目も同じく田及び畑、面積は計825㎡。権利を取得した事由は相続。届出及び受理の日付は6月13日となっております。

説明は以上です。

○議長(藤原重信君) 報告第1号について質疑、意見はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 次に日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請に

ついてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) それでは議案書4ページをお開きください。議案第1号、農地法第3条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、登記地目、現況地目ともに畑、面積は226㎡。権利種別は売買。譲渡の目的といたしましては、譲受人の経営規模拡大のためとなっております。

番号2、登記地目は田、現況地目は畑、面積は95㎡。権利種別は売買。売買の目的は農作業継続のためとなっております、当該土地は譲受人のお宅の裏といたしますか、接した部分になり、現在も譲受人のほうで耕作しているような形となっております。

続いて5ページにお進みください。番号3、地図は3ページをお開きください。登記地目は畑、現況地目も同じく畑、面積は467㎡。権利種別は贈与。贈与の理由は、農作業の継続のためということで、対象地の一部分に半分程度ですけれども、そちらのほうを耕作している譲受人に贈与するという事になっております。

番号4、5ページと6ページにまたがっております。あわせてご覧ください。地図は4ページになります。番号4、登記地目は田、畑、雑種地及び原野、現況地目は田及び畑となっております。面積は合計で18,443.29㎡。権利種別は贈与。贈与の理由といたしましては、農業の後継者である長男に贈与するという事、現所有者がお元気なうちに贈与を希望するという事での申請であります。

議案書7ページになります。番号5、地図は5ページになります。登記地目は田、現況地目は雑種地、面積は計1,117㎡。権利種別は売買。売買の目的は新規就農のためとなっております、この土地の上に菌床しいたけのハウスが建設されております。その施設一式を譲り受けて、営農の事業の譲渡を受けるということで、それで栽培事業を継続するという事での申請であります。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第1号1番について、大船渡地区赤崎地域、浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員(浅野幸喜君) 推進委員の浅野です。番号1番について報告をします。

調査は7月20日、譲渡人及び譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。地図をご覧くださいますが、この辺りは段々になっており、申請地南西側のお宅があるところ一帯から、一段高くなっているところが申請地付近で、申請地の北東側は更に一段高くなっている地形となっております。

次に、現地の状況と申請に至った経緯ですが、現地の状況は申請地の約3分の1の面積が耕作されている畑、また約3分の1には物置が建っており、残りの約3分の1には梅の木があり、高さ2、3mほどの竹も生い茂っていました。

申請に至った経緯について、まず譲受人の説明によりますと、申請地が譲受人の自宅に隣接していたことから、昭和50年頃に譲渡人の父親から承諾を得て、自家消費用野菜の耕作を始め、現在に至っているとのことで、物置についても昭和60年頃に、譲渡人の父親から承諾を得て建設をしたとのことでした。一方、譲渡人の説明によりますと、申請地については祖父の代から譲受人との間で境界についての争いがあり、畑を耕作すること及び物置の建設についても事前の相談もなく、もちろん祖父も父親も譲渡人も承諾をしていないとのことでした。なお、北東側の土地造成の際にも市役所担当者、測量業者、譲渡人の父親と譲受人が立ち会い、境界について市役所担当者から説明を受け、譲渡人の所有地に物置が建っていることを譲受人も納得していたと、譲渡人は父親から話をされていたとのことでした。しかし、その後も譲受人から借用の依頼などもなく、これまで無断で使用されていたとのことでした。

この度、譲渡人は当事者間での解決が見込めないと判断し、弁護士に相談したところ、これまでの経緯などを踏まえると売買が適当ではないかとアドバイスされましたが、これまでの譲受人の対応や販売価格が納得できるような額ではなかったこともあり、不満ではありましたが、今後の生活を考慮し、今般、不本意ながら申請するに至ったとのことでした。

なお、譲受人は申請地について、これからも奥さんと二人で耕作を続けていくとのことでした。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5番、古内委員。

○5番(古内嘉博君) 5番、古内です。お互いに譲ったり譲られたりというような話で売買になったようですけれども、境界線というのは、はっきりしているから申請になったんですよね。

○議長(藤原重信君) はい、事務局。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) この筆につきましては、筆界の未定という土地ではございませんでしたので、そこは問題ないかなと判断しております。

○議長(藤原重信君) その他、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号2番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いいたします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 推進委員の金です。議案第1号2番につきまして、7月20日午後、現地調査と譲受人より聞き取り調査を実施しましたし、7月21日午後譲渡人の息子さんの勤め先で、聞き取り調査を行いましたので報告をいたします。

地図は2ページになります。現地は北側、西側が道路になっており、東側は居宅、南側が譲受人宅になっております。現況は畑になっております。

譲渡人からは、自宅から遠いので前から売買の話があり、今回譲渡することにしたとのことです。譲受人からは、この土地を取得し、今後も農作業を継続するとのことでした。

周辺農地への影響はないと判断をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5番、古内委員。

○5番(古内嘉博君) 5番、古内です。事務局から確認なんですけれども、あとのほうの2件もあるんですが、譲受人が面積がないということなんですけれども、いつだかの総会の時、下限面積が廃止になって、1反歩条件がなくなって、なくても農地として譲渡できるということなんです、それでいいんですよね。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) おっしゃるとおりであります。以前であれば就農している方、最低1,000㎡の耕作面積がなければ、農地の取得を認めることができないという規定があったんですけれども、今年の4月1日をもって、その下限面積が撤廃されましたので、1㎡からでも取得ができるということになりまして、これも認めることができるという案件になります。

○議長(藤原重信君) よろしいでしょうか。はい、村上優司推進委員。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 今の質問に関係しますけれども、あとから出てきますが、2番、それから申請事由ですが農作業の継続のため、それから3番目が、これも継続のため、それから4番目が経営規模拡大のため、それから最後が新規就農のためというふうに、経営面積をもっていなくても贈与とか売買の事由がありますけれども、内容がそれぞれ違うんでないの。ここの表現というか、全く経営面積がないのに規模の拡大とか、私から見れば新規だと思うんですけれども、その辺はどうなんですか。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) この2番につきましては、譲受人の現経営面積0aということで、農作業の継続のためという表現が、この文面からいきますと不適切ということにはなるんですけれども、実質的に95㎡と現状は、この地図でいきますと5条の2番で申請が出ています、ここ今は1筆扱いで、この譲受人が耕作はしております。なので、0.1a

もしくは 0.09 a とか、そういう数字になるんですけれども、非常に少数であったため、0 a というふうには書いてはおりますが、今までも借りて耕作をしていたということで、農作業の継続のためというふうに表現はしておりますけれども、我々のほうで農地の賃貸借について事前に把握していたわけではないので、表現としては新規就農と言いますか、新たに農地を取得するという表現のほうが適切であったかもしれません。今後、検討課題とさせていただきます。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 3番、4番なんかも、ちょっと表現が違ってくる可能性がある。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 3番も、現在も譲受人のほうで一部耕作はしているんですけれども、そうしますと経営面積と表現がおかしいので、経営面積のほうを修正するか、文言のほうを修正するかという必要が出てまいります。

譲渡人、譲受人親子につきましては、現在、譲受人は会社勤め及び農業に従事しているということで、ご自身で今お持ちの土地というものがなくて、0 a というふうには書いてはおりますけれども、お父さんと一緒に農業をしているということのため、経営規模拡大というふうに表現はしておりますけれども、こちらのほうは譲渡人の申請事由に対応するような形で、後継者である譲受人が贈与を受けるためというような表現のほうが適切であったかもしれません。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 5番はいいんだよね、新規で。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 5番は新規です。施設及び土地を取得して新たに農業を行うということで、これは新規で間違いありません。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 私が言いたいのは、経営面積が0 aなのに、拡大という表現と継続という表現があるものだから、むしろ新規でないのかと。贈与を受けるにしても、それから売買にしても、持っていないのに新しい土地がくるわけですよ。いくらかでも、例えば5畝でも1反歩でも持っていて拡大とか継続なら分かるんですけども、ここの表現の仕方が経営面積が0 aだから、0 aとなると拡大も継続も、ちょっと表現がおかしいんでないかと。

○事務局長(小松哲君) 0 a という面積でも、実質そこを借りて作っているとか、そういうことがあったので、継続とか、そういう表現にしてみましたので、それらを逆に説明を最初からすれば疑問がなかったのかなと思いますので、表現は今後分かりやすく表現して、理解が簡単にできるような形でいければと考えています。

○議長(藤原重信君) どうですか、皆さん、ご理解いただけましたでしょうか。農作業に携わってきた経緯が背景にあるようですから、そういうことになったのかなというふうに理解しますが、よろしいでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号3番について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第1号3番の調査報告をいたします。

7月21日の午前11時過ぎに、現地の確認を行いました。現地の西側は水田、南側は宅地、北側は休耕畑になっています。申請地の西側に梅の木が2本ありました。雑草が伸びていました。

現地の確認をした後、譲受人宅を訪問しましたが譲受人は不在だったため、その日の夜7時頃、電話で話を聞きました。譲渡人と譲受人はいとこで、母親同士が姉妹です。50年近く前から、譲受人の母親が畑を管理していた。譲渡人の母親が、妹に農地を譲ると言っていた。譲受人の弟が昨年8月に亡くなり、譲渡人の母親の妹も入院したりと体調を崩していたので、この話を進めたということでした。この日は譲渡人の母親の妹が退院してきて今はバタバタしているが、家族で食べるくらいの野菜を作りたい、梅の木もあり、その梅はすごくおいしくて梅干しや梅ジュースを作っている。今は草が伸びているが、今年は2回草刈りをしたと言っていました。

7月23日午前10時半頃、譲渡人に電話で話を聞きました。昔から母親の妹が畑をしていて、母親が名義を妹に譲ると言っていた。母親の妹も高齢で、娘の譲受人も畑を手伝っているので話を進めたということでした。

以上、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号4番について、7番、鈴木力男農業委員から説明をお願いします。

○7番(鈴木力男君) 7番、鈴木です。農地法第3条の規定による許可申請について、申

請人より聞き取りと現地確認をした結果を報告いたします。

7月27日に譲渡人と譲受人より聞き取り調査をし、その後、現地確認をしました。現地は水稲が作付けされておりまして、草刈りなど、きれいに管理されておりました。譲渡人は生前贈与し、農業後継者である譲受人にこれからも頑張ってもらいたいと話しておりましたし、譲受人は今後、規模拡大しながら頑張っていくと話しておりました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号4番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第1号5番について、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いいたします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第1号5番の報告をいたします。

7月21日の午後4時過ぎに現地を確認しながら、譲受人から話を聞きました。ハウスが2棟建っていました。

譲受人は船乗りで、奥さんがしいたけ栽培をやってみたいと言ったので、譲渡人に譲ってもらうことにした。忙しい時は自分も手伝うが、地元の人にも手伝ってもらいながらやっていきたい。しいたけ栽培用設備一式を譲ってもらい、出荷先も今までと同じところに出荷予定ということでした。

また、同じ日の午後4時半過ぎに譲渡人から電話で話を聞きました。譲渡人は今年の3月に脳梗塞を発症し、医者からドクターストップを言われた。退院して家に帰ってきたら、家がすっかり片付けられていてびっくりした。家族は何もするなと言うが、体がなまってしまうから水田の周りの草刈り程度はしていた。自分には後継者がいないし、譲受人とはいとこで、奥さんと長男の嫁がしいたけ栽培をしたいというので、設備一式を譲ることにしたと言っていました。

以上で、報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第1号5番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第1号5番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号5番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書8ページになります。議案第2号、農地法第5条の規定により許可申請があったので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は6ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は1,233㎡。権利種別は売買。転用の目的は太陽光パネルの設置ということで、理由といたしまして、譲受人の事業拡大と遊休地の利活用のため当該地を売買で取得し、太陽光発電事業を行うとしております。当該土地は第2種農地に該当いたしますけれども、農振農用地には指定されておらず、周囲の土地につきましては、この地図でいいますと矢印の付いている辺り、当該土地の西側が雑種地と言いますか、という形になっておりますけれども、勾配がついておまして、こちらに太陽光パネルを設置することは、全面に設置するわけではなく、境界の近くにはスペースもありますので、周囲の農地に影響はないものと事務局では判断してまいりました。

続いて番号2、地図は戻りまして2ページになります。番号2、登記地目は田、現況地目は畑、面積は34㎡。権利種別は売買。転用の目的は露天駐車場にするということで、転用理由のほうに書いてありますけれども、この土地の隣に自宅を構えます譲受人ですけれども、自宅の駐車場が狭く不便なため隣接する当該土地を取得し、自家用駐車場として利用するというようなこととございます。当該地につきましては第3種農地に該当し、農地転用に支障はないという土地になっております。

続いて議案書9ページにお進みください。番号3、地図は同じく2ページになります。登記地目は田、現況地目は畑、面積は276㎡。権利種別は使用貸借。転用の目的は一般個人住宅の建築で、転用理由といたしまして、借受人が現在借家住まいにつき、義母の土地を借りて自宅を建築したいということでの転用の使用貸借の申請であります。当該地につきましては、第3種農地に該当するため農地転用に支障はない土地となっております。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第2号1番について、大船渡地区末崎地域、村上優司推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区末崎地域推進委員(村上優司君) 推進委員の村上です。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について、番号1番について調査結果をご報告いたします。

7月20日、現地を確認し、21日に電話にて譲受人の担当者からお話しを伺ってまいりました。

元々は山林だったと記憶しておりますが、宅地造成をし、現在は21戸建ち並んでおりません。

申請地は住宅地より2、3m小高くなっており、緩やかな東向きの起伏のある斜面になっており、草丈30cmの草が生い茂っております。申請地の面積は1,233㎡、372.9坪。それから申請地の北側、東側、南側は道路に囲まれており、地図には示されておきませんが、西側には畑206坪、畑150坪がありますが、作付けせず、草刈り等で保安全管理をしております。双方とも、私が推進委員に就任してから一度も作付けをしております。

譲受人の担当者から、太陽光パネルの設置についてお伺いいたしました。設置工事期間は9月から1ヵ月間見ており、土地は整地しないで、そのままの状態にパネルを設置、南向きに傾斜をつけるために、台の高さは高いところで1m80cm、低いところで1mくらいで、パネルの枚数は189枚、発電能力は80.325kwになるそうです。パネル設置により日影が出ないかとの私の問いに、26日に私の自宅に譲受人の担当者が訪ねて来まして、設計図を見せながら更に詳しい説明をしていきました。境界線の内側にフェンスを張り、フェンスから60cm内側にパネルを設置すると、隣接地の所有者に設置計画を説明し、同意書に捺印を貰っているとのことでございます。

周りには隣接地以外の農地はなく、大きな影響はないものと思われます。

ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号1番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号2番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金典夫君) 議案第2号2番につきまして、7月20日の午後、現地調査と譲受人の母より聞き取り調査を実施しましたし、7月21日午後に譲渡人の息子さんの勤め先で聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

地図の2ページになります。申請地は議案第1号2番の隣地になります。現況は畑になっており、譲渡人の息子さんからは、自宅から遠いので、前から売買の話がありまして、今回、譲渡することにしたとのことでした。それから譲受人の母からは駐車場が狭いので、取得して露天駐車場にするとのことでした。

周辺農地への影響はないと判断をいたしました。

以上、報告をいたします。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号2番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に議案第2号3番について、大船渡地区立根地域、金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員(金則夫君) 議案第2号3番につきまして、7月20日午後、現地調査それから貸付人より聴き取り調査を実施、7月24日午後借受人より電話で聞き取り調査を行いましたので、報告いたします。

地図は2ページになります。北側は公衆用道路、東、南側は水路、西側は住宅地になっております。

現況は畑になっておりますし、付近は貸付人が震災後、宅地に分譲したところであります。転用目的、理由のとおり、現在借家住まいなので、妻の母の土地を永年使用貸借して自宅を建築するとのことでした。

周辺農地への影響はないと判断いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第2号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第2号3番について、本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

ここで休憩10分間をとりますので、よろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) それでは休憩10分間ですから3時10分から、また再開いたしますので、よろしく願いいたします。

午後3時00分休憩

午後3時10分再開

○議長(藤原重信君) それでは、お揃いになりましたので再開をいたします。

それでは日程第6、議案第3号、農地法の適用外であることの証明願についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書の10ページをお開きください。議案第3号、農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に付し、可否を決定するものです。

番号1、地図は3ページになります。登記地目は畑、現況地目は道路、面積は69㎡。非農地の事由は、昭和57年当時に道路位置指定の許可を得て舗装工事をし、隣接する土地と一体化して舗装道路として利用している。願出人は県外に住んでいるために当事者意識が薄く、また前所有者が農業委員会の許可を得ることを失念していたものと思われるということで、農地法の趣旨に反したことに关しまして始末書が提出されております。現況はこちらに書かれておりますとおり、舗装された道路になっております。この土地に关しましては第2種農地ということになっておりますけれども、かなり以前から道路として利用されていたということで第2種農地にあっても、やむを得ないケースであろうというふうに事務局では判断しました。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、申請地の現況について説明をお願いします。

議案第3号1番ついて、2番、今野八重子農業委員から説明をお願いします。

○2番(今野八重子君) 2番、今野です。議案第3号1番について調査報告いたします。

地図は3ページになります。3条申請の東側になります。現地の確認は、7月21日の午前11時過ぎに行いました。道路の延長で、北側半分くらいは舗装されていました。

7月23日午前10時半頃、電話でお話を聞きました。この件については、所有者は分からないと言っておりました。ただ、この近辺に家が建ち始めた頃に、住民が道路として使用したいということで、道路になったのではないかとということでした。

以上です。

○議長(藤原重信君) それでは議案第3号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第3号1番について、本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第3号1番は本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 次に日程第7、議案第4号、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。

事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐(佐々木浩久君) 議案書11ページになります。議案第4号、農地法の運用について第4(1)に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当しない旨判定された別添土地について、本委員会で判断するため審議し決定するものです。

12ページをお開きください。あわせて地図は7ページになります。それと地図の最終ページに、この土地の現況の写真をつけておりますので、あわせてご覧ください。番号1、台帳地目は田、現況地目は雑種地、農振地域内にあり、登記簿面積は131㎡。耕作状況はその他となっておりますけれども、放置したまま雑草が生えているという状況になっております。

若干加えて説明させていただきます。この土地の下に、下というか、この地図の下、南側に土地があり、こちらも所有者がお持ちになっている土地にはなっておりますけれども、ここは平成21年3月に所有者のお母さんがお持ちの、当時、非農地通知をしていた土地になります。当時、低い樹木が生えて原野状態ということで、非農地判断を行なったものと推察しております。当該土地につきましては、東日本大震災で津波を被った土地でありまして、波際と言いますか、この土地のちょっと上まで波が来たというような土地になっております。この土地、雑草に覆われて、ちょっと分かりづらいんですが、南に向かって傾斜している、下がっているような土地になっております。先に、この土地の南側を非農地通知ということで農地から外しておりましたので、申請地だけが農地として残っていたような状態ではありますが、当時からずっと耕作はしていなかったということで、今回、相続によって所有者になりましたけれども、市外に在住して土地を管理することはできないこともありまして、農地でないことの証明、非農地判定をお願いしたものでございます。

以上です。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の農業委員から、当該地の現況について説明をお願いします。

議案第4号について、9番、熊谷玲子農業委員から説明をお願いします。

○9番(熊谷玲子君) 9番、熊谷です。議案第4号についての調査報告します。

地図は7ページになります。地図の下中央より、左側に区画された水田があります。東日本大震災でこの辺一帯が被災し、県の事業で土の入れ替えをした水田でしたが、高齢化も手伝って耕作する人がいなく、今は雑木林になっている状態です。水田の一番下は、地元の方々によって復興のシンボルとして中尊寺蓮を入植し、年々その数も増え、今の時期が一番きれいに咲いており、毎日見学者が駆けつけ観光地になっております。

7月20日夕方、所有者、市外在住の方ですが、何度か電話したのですが、つながらないので、市外に住んでいる親戚の方に電話で聞き取りをいたしました。申請地は親が亡くなって財産分けということで取得したそうですが、この申請地も被災した場所です。市外からでは何もできないので、地元の親戚の方に譲るとのことでした。

参考資料のカラー写真を見てください。下の写真7月11日撮影となっておりますが、7月22日に現場確認したところ、これ以上繁茂している状態でした。

農地に戻すことは困難と見てまいりました。

以上で報告を終わります。

○議長(藤原重信君) それでは議案第4号について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) 以上で質疑、意見を終わり、直ちに採決いたします。

議案第4号について本委員会において、「農地」に該当しないことと決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(藤原重信君) ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第4号について本委員会において「農地」に該当しないことに決定いたしました。

○議長(藤原重信君) 以上をもちまして、本総会に付議された全ての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

これをもちまして、第34回総会を閉会いたします。

午後3時17分閉会